

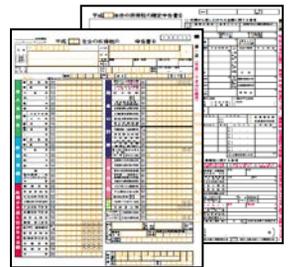
SMBC日興証券の配当金を「総合課税」で申告すると得になる？

メールマガジン

NO. 26

～ 源泉徴収税率が20.315%になったことで還付を受けられる人が増えます～

上場株式の配当金に対する源泉徴収税率が昨年から20.315%になり、税金で取られる分が増えたなあとと思われる方が多いと思います。そこで今回のコラムでは、「配当金を総合課税で申告する」と税金が還付されることについてお話ししたいと思います。平成26年分については、源泉徴収税率が20.315%になっていますから、実は、還付を受けられる人が増えています。



下表右端の源泉徴収の欄をご覧ください。原則として配当金の税金は受取時に一律20.315%の源泉徴収で納税を終わらせることができるため、申告せずに済ませている方が多くいらっしゃると思います。一方で、確定申告することもでき、その際には「総合課税」と「申告分離課税」のどちらかの選択により申告することになっています。申告するほとんどの方は、上場株式等の譲渡損失や繰越損失と通算できる「申告分離課税」を選択していると思います。では、「総合課税」を選択した場合はどうなるのでしょうか？税率は他の所得と合算の上、15%～50%（平成27年分からは最高税率55%）の累進税率で計算されますが、国内株式等の配当等を「総合課税」で申告した場合には配当控除（税額控除）の適用があります。配当控除を加味した実質的な実効税率は、課税所得に応じて、7.2%～44.335%となります（下表左）。これに対し、源泉徴収のみで済ませた場合の税率は20.315%です。比較してみますと、課税所得695万円以下の人は、実効税率が7.2%～17.41%となり、総合課税で申告したほうが税負担が少ないということがわかります。つまり、源泉徴収税率20.315%と実効税率との差が、申告により還付されることとなります。もちろん、譲渡損失や繰越損失がある場合など、「申告分離課税」を選択したほうがよい場合もありますし、源泉徴収で済ませた場合、配偶者控除や国民健康保険料などに影響を与えないというメリットもあります。こうした点も踏まえて判断しなければいけません。世帯主である会社員の方は、他への影響はあまり考えられないため、課税所得が695万円以下で上場株式等の損失などがなければ、配当金を「総合課税」で申告する価値は十分にあるのではないのでしょうか。特に医療費控除などで申告を予定されている方は、この機会に配当の総合課税での申告もぜひ検討してみてくださいはいかがでしょうか。

| 総合課税（平成26年分） | |
|------------------|-----------------------------|
| 課税所得 (配当所得含む) | 実効税率 総合課税で申告 ⇒配当控除を利用 |
| 195万円以下 | 7.2%* |
| 330万円以下 | 7.2% |
| 695万円以下 | 17.41% |
| 900万円以下 | 20.473% |
| 1,000万円以下 | 30.683% |
| 1,800万円以下 | 37.188% |
| 1,800万円超 | 44.335% |

| 申告分離課税 |
|---------|
| 譲渡損と通算後 |
| 20.315% |

| 源泉徴収 |
|---------|
| 一律 |
| 20.315% |

【課税所得】とは？

初めてでもわかりやすい用語集 クリック

※配当所得に係る税額から控除しきれない配当控除額があるため、他の所得に係る税額から控除されることとなります。

- 発行済株式総数の3%以上を所有する個人大口株主が受け取る配当金および非上場株式の配当金については、原則確定申告をしなければならぬため、上記表とは異なります。
- 当資料では、所得税と住民税を合算して表記しています。なお、平成49年までは、確定申告した際に、所得税額に対して復興特別所得税（所得税額×2.1%）が上乗せされますが、表の税率欄では、便宜上、既に復興特別所得税を上乗せした額を表記しています。
- REITの分配金や外国株式の配当金など、配当控除の対象ではないものもあります。また、公募株式投資信託の普通分配金で主に国内株式を運用対象としたものについても配当控除が適用されるものもありますが、当資料の実効税率と異なりますので、ご注意ください。
- 確定申告をすることにした配当等は、そのすべてにつき、総合課税と申告分離課税のどちらか一方の選択となります（毎年、変更可）。
- 「実効税率」は、申告分離課税の所得はないものとして計算しています。また、所得税と住民税の課税所得は同一としています。
- 上表はあくまでも目安です。実際に納税額の計算をしたうえで、確定申告するかどうかのご判断をお願いいたします。



本資料は当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示に関わらず内容の正確性あるいは完全性については保証するものではありません。また、本資料は有価証券の取引その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。実際の取引等をご検討の際には、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き等にご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客様の最終判断をもって行っていただきますようお願い致します。本資料は、別段の表示のない限り、その作成時点に施行されている法令に基づき作成されたものですが、将来、法令の解釈の変更や制度の改正、新たな法令の施行等がなされる可能性があります。なお、本資料とその記載内容につきましては、第三者に対してその全部又は一部のコピーを作成したり、配布されませんようお願い致します。

金融商品取引法第 37 条(広告等の規制)にかかるとの留意事項

本資料は、法制度/税務、自社株評価、相続/事業承継、株主対策/資本政策、オファリング、M&A/IPO、年金/保険等の諸制度に関する紹介や解説、また、これに関連するスキーム等の紹介や解説、及びその効果等に関する説明・検証等を行ったものであり、金融商品の取引その他の取引の勧誘を目的とした金融商品に関する説明資料ではありません。記載の内容に従って、お客様が実際にお取引をされた場合や実務を遂行された場合の手数料、報酬、費用、その他対価はお客様のご負担となります。なお、SMBC日興証券株式会社(以下「弊社」といいます。)がご案内する商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。例えば、店舗における国内の金融商品取引所に上場する株式等(売買単位未満株式を除く。)の場合は約定代金に対して最大 1.242%(ただし、最低手数料 5,400 円)の委託手数料をお支払いいただきます。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された各種手数料等(直接的費用として、最大 4.32%の申込手数料、最大 4.5%の換金手数料又は信託財産留保額、間接的費用として、最大年率 5.61%の信託報酬(又は運用管理費用)及びその他の費用等)をお支払いいただきます。債券、株式等を募集、売出し等又は相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(債券の場合、購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。)。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、又は異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて弊社が決定した為替レートによるものとします。上記手数料等のうち、消費税が課せられるものについては、消費税分を含む料率又は金額を記載しております。

本資料は、弊社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示に関わらず内容の正確性あるいは完全性について保証するものではありません。また、別段の表示のない限り、その作成時点において施行されている法令に基づき作成したものであり、将来、法令の解釈が変更されたり、制度の改正や新たな法令の施行等がなされる可能性もございます。さらに、本資料に記載の内容は、一般的な事項を記載したものに過ぎないため、お客様を取り巻くすべての状況に適合してその効果等が発揮されるものではありません。このため、本資料に記載の内容に従って、お客様が実際取引をされた場合や実務を遂行された場合、その期待される効果等が得られないリスクもございます。なお、金融商品の取引その他の取引を行っていただく場合には、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等及び有価証券の発行者等の信用状況(財務・経営状況を含む。)の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ(元本欠損リスク)、又は元本を超過する損失を生ずるおそれ(元本超過損リスク)があります。なお、信用取引又はデリバティブ取引等(以下「デリバティブ取引等」といいます。)を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客様の差入れた委託保証金又は証拠金の額(以下「委託保証金等の額」といいます。)を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格又は指標等の変動により損失の額がお客様の差入れた委託保証金等の額を上回るおそれ(元本超過損リスク)があります。また、店頭デリバティブ取引については、弊社が表示する金融商品の売付けの価格と買付けの価格に差がある場合があります。上記の手数料等及びリスク等は商品毎に異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書又はお客様向け資料等をよくお読みください。なお、目論見書等のお問い合わせは弊社各部店までお願いいたします。また、実際の取引等をご検討の際には、個別の提案書等をご覧いただいた上で、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き、及びお客様の個別の状況等に十分ご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客様の最終判断をもって行っていただきますよう、お願い申し上げます。

商号等：SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

(2014年12月1日現在)